鳥取県公報

令和８年 11 月 17 日（火）
号外第５７号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **病院局管理規程**　鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（７）（総務課）・・・２

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年11月17日

鳥取県営病院事業管理者　萬　　井　　実

鳥取県病院局管理規程第７号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第９（第14条関係） 略 備考　消化器外科の医師に支給する場合は、右欄に定める額に59,000円をそれぞれ加算した額とする。	別表第９（第14条関係） 略 備考　平成20年厚生労働省告示第59号に規定する外科医療確保特別加算の届出を行った診療科の医師に支給する場合は、右欄に定める額に59,000円をそれぞれ加算した額とする。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程は、令和８年11月１日から適用する。